

財政健全化指標（令和5年度）

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
 ○財政健全化4指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。

財政の早期健全化

○早期健全化基準を超えると・・・
 財政健全化計画の策定
 外部監査の要求 等

財政の再生

○財政再生基準を超えると・・・
 財政再生計画の策定、計画について国の同意

（単位：％）

指 標 名 称	本市 比率	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	－ (-3.69)	11.31	20.00
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	－ (-5.47)	16.31	30.00
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率	7.4	25.0	35.0
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率	28.5	350.0	/
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	－ (-21.2)	20.0	/

※負又は0の数値は参考数値で、公表は“－”で表示します。

健全化判断比率の対象

